



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

442	救急病院の認定	(医務課).....	1
443	新六箇井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	1
444	佐井土地改良区の役員の就退任	(").....	1
445	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
446	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	2
447	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
448	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3

○ 正誤

	令和8年3月31日付け和歌山県報号外(9)和歌山県規則第22号中		3
--	----------------------------------	--	-------	---

告 示

和歌山県告示第442号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年5月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院
- 2 所在地 和歌山市紀三井寺811番地1
- 3 有効期限 令和11年5月8日

和歌山県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年5月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

退任した役員（令和8年1月30日退任）

職名 氏 名 住 所
理事 藤木伸夫 和歌山市福島34番地

和歌山県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、佐井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年5月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 退任した役員（令和8年3月31日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 花尻起世信 日高郡日高川町大字佐井297番地1
理事 芝弘一 日高郡日高川町大字佐井349番地
理事 西由紀男 日高郡日高川町大字佐井283番地
理事 柏木政祐 日高郡日高川町大字佐井185番地
理事 柏木伸彦 日高郡日高川町大字佐井601番地
監事 柏木政人 日高郡日高川町大字佐井506番地1
監事 柚瀬全宏 日高郡日高川町大字佐井612番地

2 就任した役員（令和8年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	花尻起世信	日高郡日高川町大字佐井297番地1
理事	芝弘一	日高郡日高川町大字佐井349番地
理事	西由紀男	日高郡日高川町大字佐井283番地
理事	柏木政祐	日高郡日高川町大字佐井185番地
理事	柏木伸彦	日高郡日高川町大字佐井601番地
監事	柏木政人	日高郡日高川町大字佐井506番地1
監事	柚瀬全宏	日高郡日高川町大字佐井612番地

和歌山県告示第445号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年5月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町清川字中山1855の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山1855の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第446号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年5月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年5月12日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市大町字垣内160番2地先から同市岡田字西溝85番1地先まで	旧	6.55 } 13.58	666.45	
同上	新	9.51 } 14.48	665.71	

和歌山県告示第448号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年5月12日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3734	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝834番1の一部、835番1の一部、835番16の一部	田辺市文里二丁目23番39号 株式会社丸和産業 代表取締役 坂口和也	令和 8.4.23	4.00	24.19

正 誤

正 誤

令和8年3月31日付け和歌山県報号外(9)和歌山県規則第22号中

ページ	誤	正
4	過程	課程